

給与支払者の事務のあらまし

【給与所得者に対する定額減税の実施者】

主たる給与等の支払者が実施
従たる給与等の支払者は実施しない

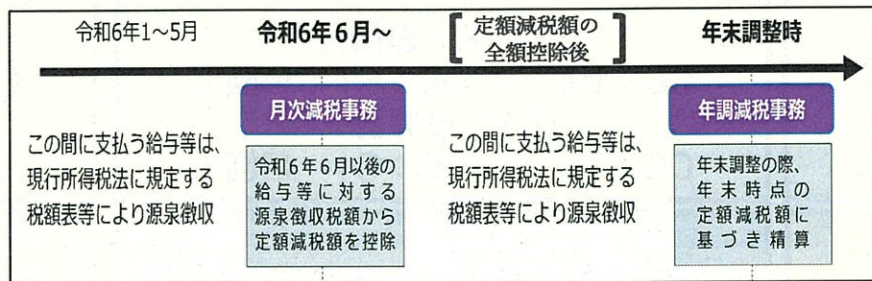
【給与所得者に対する定額減税】

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する。

【給与所得者に対する実施方法】

主たる給与の支払者である源泉徴収義務者による「月次減税事務」及び「年調減税事務」の実施

- 減税額
- ① 本人・・・3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1人につき3万円
(本人と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者)



【個人住民税】

特別徴収の場合、徴収額から控除

- 減税額
- ① 本人・・・1万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1人につき1万円

国税庁ホームページ

国税庁ホームページにおいて、「定額減税特設サイト」を開設しています。定額減税に関するパンフレットのほか、「Q&A」も掲載されており、随時更新していますので、右の二次元バーコードからご確認ください。



定額減税特設サイト

説明会の予約方法

【LINE予約の方法】

STEP1 LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加

友だち追加はこちら



STEP2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択

STEP3 税務署・会場・希望日時・参加人数を選択

STEP4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了

【電話予約】近江八幡税務署 法人課税第1部門

Tel0748-33-3141 内線25、26

※お電話の際は、自動音声案内にしたがって「2」番を選択し、担当部門を呼び出してください。

STEP2の画面

